

○国土交通省告示第二百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十年三月十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道10号改築工事（大分県大分市大字宮崎字スカワ地内から同市大字駕野字中繩手地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 大分県大分市大字宮崎字スカワ、字五反田、字天神目、字延命及び字口ノ坪並びに大字駕野字中繩手地内
- 2 使用の部分 大分県大分市大字宮崎字スカワ、字五反田、字天神目、字延命及び字口ノ坪並びに大字駕野字中繩手地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県大分市大字光吉字釜原地内の府内大橋詰から同市大字駕野字中繩手地内の寒田団地入口交差点までの延長1,060mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道10号改築工事（大分県大分市大字宮崎字スカワ地内から同市大字駕野字中繩手地内まで）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交

通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道10号（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点とし、行橋市、大分市、延岡市及び宮崎市等を経由して、鹿児島市を終点とする延長約474.6kmの主要幹線道路である。

本件区間に係る一般国道10号（以下「現道」という。）は、背後に台地状の土地が広がる地理的特性から代替路線が存せず自動車交通が集中することに加え、沿道及びその周辺地域において、近年大型商業施設の立地及び住宅開発が相次いだことも要因となり、自動車交通量が増加し、朝夕を中心に交通渋滞を引き起こしている。特に、朝の通勤時間帯では、本件区間の宮崎交差点及び高速下交差点（仮称）における右左折車線の設置が不十分であるため、直進車両の通行が妨げられて交通渋滞の悪化を招いている。

平成17年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、大分市大字宮崎地内で43,019台／日、混雑度は1.55となっている。

一方、宮崎南交差点（仮称）では右折車線が設置されておらず、アルメイダ病院入口交差点（仮称）においても右折車線長が不足していることから、直進車線の阻害を引き起こし、追突事故も招いているなど、交通渋滞の緩和及び交通安全性の向上を図るために各交差点の改良が急務となっている。

また、本件区間には、バス停留所が2箇所設置されているが、バス停車帯として必要な幅員が確保されていないため、路線バスが停車時に本線車道へはみ出し円滑な交通流を阻害するとともに、後続車両の視界を遮るなど交通事故が発生するおそれ大きい危険な状況にある。

さらに、本件区間の周辺には、大分県立豊府高等学校等の文教施設や大規模医療施設など多くの公共施設等が存するのみならず、大型商業施設の立地や相次ぐ住宅団地の建設といった近年の沿道及びその周辺の開発状況から、歩道を利用する歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）の数が増加傾向にあるにもかかわらず、本件区間の歩道には幅員1.0m～2.0mの狭小な区間があり、歩行者等がすれ違う際には、道路区域外での待機及び車道内の通行を余儀なくされ、自動車交通量も多いことから歩行者等の安全が十分に確保されておらず、歩行者等が常に交通事故の危険にさらされている。

本件事業の完成により、宮崎交差点の上り右左折車線の増設、高速下交差点（仮称）の上り左折車線の新設、宮崎南交差点（仮称）の上下右折車線の新設及びアルメイダ病院入口交差点（仮称）における下り右折車線の延伸等の交差点改良と併せて、バス停車帯の整備及び自転車歩行者道が設置されることから、現道における交通渋滞が緩和されるとともに、安全性の向上や沿道環境の改善等の効果が期待される。また、バス停車帯の整備により安全かつ円滑な交通流の確保及び

自転車歩行者道の設置により歩行者等の安全な通行の確保が図られるものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成18年3月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動について環境影響評価を任意に実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を超える値がみられるものの、低騒音舗装の施工を行うことにより環境基準等を満足するものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和及び安全かつ円滑な交通の確保を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づき、右左折車線の設置、バス停車帯の設置及び自転車歩行者道の設置を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和48年3月9日に都市計画決定され、平成18年3月31日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、交差点の隅切りの形状を除き都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、右左折車両の混雑により慢性的に

交通混雑が発生し交通事故も多発しており、さらに歩道が狭小であることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和及び交通事故の低減を図り、自動車交通及び歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、大分市選出の県議会議員からなる大分県議会都市議員懇談会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大分県大分市役所

第6 収用の手続が保留されている起業地 大分県大分市大字宮崎字延命及び字口ノ坪並びに大字駕野字中縄手地内